

商 振 第 1 1 号
平成 2 4 年 4 月 4 日

商 工 会 議 所 会 頭 様
商 工 会 会 長 様
新潟県中小企業団体中央会長 様

新潟県産業労働観光部商業振興課長

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）の設定について

標記について、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)が設定されていましたが、食品中の放射性物質に係る新たな基準値等を踏まえ、当該指標値を見直す通知が別紙のとおり農林水産省からありました。

ついては、当該指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の流通が行われることのないよう、下記について貴会員のきのこ生産資材の販売事業者等に周知くださるようお願いいたします。

記

**1 きのこ原木、菌床用培地等の見直し後の当面の指標値
(放射性セシウムの濃度の最大値)**

- (1) きのこ原木及びほだ木： 50ベクレル/kg (乾重量)
- (2) 菌床用培地及び菌床： 200ベクレル/kg (乾重量)

2 販売業者の確認事項

販売するきのこ原木、菌床用培地等が指標値を超えていないことを、そのきのこ原木、菌床用培地等の購入・譲受元の販売者・譲渡者に確認した上で、購入し販売してください。

担当:商業振興課商業振興係 星野、神部
電話:025-280-5237 (直通)